

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 寝屋川市 枚方市	(株) デイケイケイサービス関西	37,400,000	令和6年4月15日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
2	令和6年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	東淀川 守口市 枚方市	島津システムソリューションズ(株) 大阪支店	9,526,000	令和6年4月17日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
3	令和6年度 柴島浄水場外13か所水質計器整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川 鶴見 住之江 阿倍野 北 生野 東住吉 大正 此花 守口市 寝屋川市 枚方市	向洋電機(株)	59,400,000	令和6年4月19日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
4	令和6年度 巽配水場自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	生野区	(株) 日立産機テクノサービス 大阪事業所	25,300,000	令和6年4月24日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
5	令和6年度 庭窪浄水場排水処理施設監視制御設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	(株) 日立産機テクノサービス 大阪事業所	294,800,000	令和6年4月24日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
6	令和6年度 大阪市役所本庁舎照明設備修繕(その1)	04:電気工事	北区	パナソニックEWエンジニアリング(株) 近畿支店	75,130,000	令和6年4月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
7	西南環境事業センター中央監視装置修繕	10:電気通信工事	住之江区	アズビル(株) ビルシステムカンパニー関西支社	17,600,000	令和6年4月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
8	令和6年度 千島下水処理場No.9汚水ポンプ設備工事	09B:上下水道施設工事	大正区	(株) 電業社機械製作所 大阪支店	62,810,000	令和6年5月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
9	令和6年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	451,000,000	令和6年5月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
10	西南環境事業センターガス吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	(株) 日立ビルシステム 関西支社	3,652,000	令和6年5月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
11	令和6年度 大阪市役所本庁舎照明設備修繕(その2)	04:電気工事	北区	大光電機(株)	24,442,000	令和6年5月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
12	令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事	09B:上下水道施設工事	平野区	日揮(株) 大阪事務所	319,000,000	令和6年5月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
13	令和6年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体	592,350,000	令和6年5月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
14	国際見本市会場(インテックス大阪)直流電源装置取替修繕	04:電気工事	住之江区	古河電池(株) 関西支社	72,050,000	令和6年5月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	大阪市社会福祉研修・情報センターエレベーター(1号機、2号機)修繕	09A:昇降機設置工事	西成区	三精テクノロジーズ(株)	57,200,000	令和6年5月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
16	堀江小学校分校渡り廊下設置工事	02A:建築工事	西区	栗本・中道特定建設工事共同企業体	204,600,000	令和6年6月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第6号	K11	
17	古市住宅1号館外1住宅昇降機設備工事	09A:昇降機設置工事	鶴見区 城東区	フジテック(株) 近畿統括本部	44,330,000	令和6年6月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第8号	随意契約理由書記載のとおり	
18	令和6年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター改良工事	09A:昇降機設置工事	福島区	フジテック(株) 近畿統括本部	283,800,000	令和6年6月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
19	国際見本市会場(インテックス大阪)6号館空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	クボタ空調(株) 大阪支店	62,700,000	令和6年6月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
20	サンコーポラス南港26号棟真空式ごみ収集設備修繕	09D:機械器具設置工事	住之江区	新明和工業(株) 流体事業部 営業本部関西支店	2,970,000	令和6年6月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
21	令和6年度 豊野浄水場外2か所揚水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	寝屋川市 守口市 東淀川区	(株)荏原製作所 大阪支社	143,000,000	令和6年6月10日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
22	令和6年度 泉尾配水場回転速度制御設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	大正区	(株)荏原電産 大阪営業所	14,520,000	令和6年6月10日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
23	令和6年度 中之島抽水所吐口会所ゲート設備改良工事	09B:上下水道施設工事	北区	関西機設(株)	28,600,000	令和6年6月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
24	令和6年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	東芝インフラシステムズ(株) 関西支社	22,660,000	令和6年6月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
25	赤川住宅1号館外1住宅昇降機設備工事	09A:昇降機設置工事	平野区 旭区	東芝エレベータ(株) 関西支社	33,000,000	令和6年6月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第8号	随意契約理由書記載のとおり	
26	大阪市立男女共同参画センター東部館舞台吊物設備修繕	09D:機械器具設置工事	城東区	三精工事サービス(株)	42,900,000	令和6年6月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
27	令和6年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 枚方市	(株)マコト電気	4,448,400	令和6年6月17日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
28	大阪市立東成屋内プール外1ヶ所昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東成区	(株)日立ビルシステム 関西支社	69,604,700	令和6年6月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
29	梅香住宅(1・2号館)外6住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	此花 生野 鶴見 住 吉 平野	三精テクノロジーズ(株)	451,000,000	令和6年6月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
30	令和6年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 寝屋川市	荏原実業(株) 大阪支社	65,593,000	令和6年6月21日	地方公営企業法施行令 第21条の13第1項 第2号	K6	
31	北港白津岸壁保安対策設備改修工事	10:電気通信工事	此花区	NECネットエスアイ(株) 関西 パブリックソリューション営業本 部	28,600,000	令和6年6月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
32	令和6年度 十八条下水処理場外1か所ポンプ電気設備改良工事	09B:上下水道施設工事	淀川区 此花区	東芝インフラシステムズ(株) 関西支社	135,300,000	令和6年6月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
33	都島区役所昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都島区	三精テクノロジーズ(株)	32,450,000	令和6年6月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
34	令和6年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)日立産機テクノサービス 大阪事業所	33,000,000	令和6年6月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
35	大阪市立大阪プール非常用発電設備修繕	04:電気工事	港区	(株)明電エンジニアリング 大 阪営業所	182,600,000	令和6年6月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

（株）ダイケイケイサービス関西

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、東亜ディーケーケー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、計器に障害等が発生した場合、その原因が計器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、東亜ディーケーケー（株）より修繕業務を移管されている（株）ダイケイケイサービス関西である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

島津システムソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（T O C計、p H計、有試薬残留塩素計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該計器は、（株）島津製作所及び島津システムソリューションズ（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、計器に障害が発生した場合、その原因が計器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、（株）島津製作所よりT O C計の修繕業務の移管を受け、かつp H計、有試薬残留塩素計の製作者である島津システムソリューションズ（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場外13か所水質計器整備修繕

2 契約の相手方

向洋電機(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外13か所に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、横河電機(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、横河電機(株)より事業継承された横河ソリューションサービス(株)より修繕業務を移管されている向洋電機(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場(電話番号072-825-4704)

(注) 柴島浄水場外13か所

柴島浄水場(東淀川浄水場含む)、庭窪浄水場、豊野浄水場、楠葉取水場、巽配水場、大淀配水場、城東配水場、住吉配水場、住之江配水場、長居配水場、咲洲配水場、泉尾配水場、舞洲給水塔、体験型研修センター

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 異配水場自家発電設備整備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本整備修繕は、異配水場に設置している施設運転用自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、整備修繕を実施することのできる業者は、(株) 日立製作所より修繕業務を移管されている(株) 日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 庭窪浄水場排水処理施設監視制御設備外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場に設置している排水処理施設監視制御設備、自家発電設備及び回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株) 日立製作所より修繕業務を移管されている(株) 日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎照明設備修繕（その1）

2 契約の相手方

パナソニックEWエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎内の特別職エリアに設置している照明器具の安定器及びソケットを取替え、照明器具のLED化を行い設備の性能維持を図るものである。

本庁舎の特別職エリアに設置している照明器具は、大きく2つの範囲に区分され、2社がそれぞれの範囲においてメーカー独自の技術により設計・製造を行っているが、本修繕範囲はパナソニック(株)（旧：松下電工(株)）が設計・製造しており、当該会社以外では技術面の対応が不可能かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。

なお、保守点検・整備・修繕業務については、連結子会社であるパナソニックEWエンジニアリング(株)が担う体制となっている。

以上のことから本修繕を唯一実施することができるパナソニックEWエンジニアリング(株)を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

西南環境事業センター中央監視装置修繕

2 契約の相手方

アズビル (株)

3 随意契約理由

本修繕は、西南環境事業センターに設置された中央監視装置（以下、「本装置」という。）の構成機器が故障していることから修繕を行うものである。

本装置は、液晶ディスプレイや中央処理装置等のハードウェア、監視制御用ソフトウェア、通信装置及び各監視対象設備に設けられたリモート装置等から構成される複合装置であり、電力設備の監視制御、空調設備や衛生設備等動力設備の監視制御及び防災設備警報表示等の役割を果たしている。

本修繕は、本装置における一連の機器等を正常な状態に復旧する必要があることから、本装置が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。また、リモート装置との互換性など既存機器と密接不可分の関係にあることから、本装置を設計・製造したアズビル (株) 以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、修繕後の性能、一連の作動状態、安全性に対して保証ができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができるアズビル (株) と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課 (電話番号06-6630-3374)

随意契約理由書

1 工事名称

令和6年度 千島下水処理場 No.9 汚水ポンプ設備工事

2 契約相手方

株式会社 電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回工事を行う No.9 汚水ポンプは、千島下水処理場に流入する汚水を水処理施設に送水するための設備である。

本設備は長年の使用によって主要部品の損耗が著しく、摩耗によって亀裂が生じて漏水していることが判明した。そのため汚水ポンプの主要部品である渦巻ケーシング、軸封装置の更新を行い機能回復させて信頼性の向上を図るものである。

本設備は、株式会社電業社機械製作所が設計・製作・据付したもので、渦巻ケーシング、軸封水装置の更新にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、更新後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社である株式会社電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6561-0160）

随意契約理由書

1 工事名称

令和6年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事

2 契約相手方

月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融炉施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、汚泥溶融炉施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる汚泥溶融炉施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるが、汚泥溶融炉施設を安全かつ効率的に運用するためには、汚泥溶融炉施設全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、汚泥溶融炉施設を整備するためには、月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみが保有する汚泥溶融炉施設設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたって各企業間での技術的な連携が必須条件となる。主要部品についても月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「月島 JFE アクアソリューション（株）」は月島機械（株）、「メタウォーター（株）」は日本碍子（株）、「東芝インフラシステムズ（株）」は（株）東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有する。

以上のことから、月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

西南環境事業センターガス吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本修繕は、西南環境事業センターにおけるガス吸収式冷温水機（以下「当該設備」）について、部品の取替及び試運転調整を行い当該設備の性能復旧を実施するものである。当該設備は、設置後 28 年以上経過しており、内部部品の劣化により、動作不良を起こしており、機能が十分に発揮できない状態である。本修繕においては、冷房に関わる機能の復旧のため、必要最低限の部品の取替えを行う。

当該設備は、(株) 日立ビルシステムが有する独自の技術により製作・設置したものであり、修繕にあたっては、理論的及び経験的に設備の有する特性を十分把握したうえで行わなければならない。

当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。そのため、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、製造者である(株) 日立ビルシステムのみである。

以上のことから、既製品の製造業者である(株) 日立ビルシステムと特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎照明設備修繕（その2）

2 契約の相手方

大光電機（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎内の特別職エリアに設置している照明器具の安定器及びソケットを取替え、照明器具のLED化を行い設備の性能維持を図るものである。

本庁舎の特別職エリアに設置している照明器具は、大きく2つの範囲に区分され、2社がそれぞれの範囲においてメーカー独自の技術により設計・製造を行っているが、本修繕範囲は大光電機（株）が設計・製造しており、当該会社以外では技術面の対応が不可能かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。

以上のことから本修繕を唯一実施することができる大光電機（株）を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称 令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラグ化)し減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているため汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 工事名称

令和6年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

2 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

脱水分離液処理施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

脱水分離液処理施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから、脱水分離液処理施設を安全かつ効率的に運用するためには、脱水分離液処理施設全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称
国際見本市会場（インテックス大阪）直流電源装置取替修繕

2 契約の相手方
古河電池株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、直流電源設備の整流器の取替修繕及び蓄電池の更新を行うものである。
直流電源設備は、停電時に非常照明を点灯させるなど、施設利用者や施設従事者の安全を確保するために重要な機能を果たす法的に必要な設備であり、停電時に使用するための蓄電池盤と、平常時に蓄電池を充電させる整流器の双方で一体の設備となっている。

当該直流電源設備は、古河電池株式会社により製作・設置されたもので、修繕を行うには製作会社が保有する純正部品と独自の技術・情報が必要不可欠である。

以上の理由により、本修繕を実施することができ、かつ製造者責任と整備責任の一元化を図ることができるのは、上記業者のみであることから、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06 - 6615 - 3746）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市社会福祉研修・情報センターエレベーター(1号機、2号機)修繕

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、市有施設である大阪市社会福祉研修・情報センターにあるエレベーター1号機及び2号機の制御盤の入れ替えによる修繕を行うものである。

本修繕対象の制御盤は、三精テクノロジーズ株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要となるが、純正部品は（機器の製作会社である）三精テクノロジーズ株式会社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該設備の構造を熟知し、純正部品を調達できる三精テクノロジーズ株式会社のみであることから、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部地域福祉課（06-6208-7954）

随意契約理由書

1 案件名称

堀江小学校分校渡り廊下設置工事

2 契約相手方

栗本・中道特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、令和6年度に開校される堀江小学校分校から隣接する運動場へ児童が移動するための渡り廊下を設置する工事である。

現在、堀江小学校分校整備工事を施工しているところであり、令和7年2月14日の完成を予定している。当初、隣接する運動場へ移動は信号機を設置することを予定していたが、関係官庁の許可が下りず、設置の見通しが立たなくなった。そのため、本工事は堀江小学校の児童が安全に運動場へ移動できる環境を整える必要があることから、校舎建設工事中に並行して施工する工事である。また、互いの工事が重複する箇所であるため、工事進入や埋設物の調整、施工に必要な重機による既存施設影響の検討について、安全管理や施工責任の所在を徹底する必要がある。

施工事業者を別にした場合、一体的な施工管理が困難となりまた、渡り廊下等の基礎が校舎棟の工事エリアにあるため、安全対策が不十分となるほか、既存施設への影響の責任の所在が不明確になることが懸念される。

以上のことから、現に施設整備工事を受注している上記事業者の本工事を施工させることで、安全性・施工責任を確保し、さらに現場調整などの効率性も期待できると認められるので、上記事業者随意契約する。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課（企画設計グループ）

（電話番号06-6208-9335）

随意契約理由書

1 案件名称

古市住宅1号館外1住宅昇降機設備工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本工事は、市営住宅ストックを「良好な社会的資産」として有効に活用するため定めた「大阪市営住宅ストック総合活用計画」(以下、「ストック計画」という。)に基づいて建設する「古市住宅1号館」及び「茨田大宮第2住宅 26号館」に昇降機の設置を行うものである。

入札経過として、茨田大宮第2住宅 26号館については、令和5年12月8日に入札を実施したが、取りやめとなった。その後、古市住宅1号館とまとめて1件とし、令和6年2月26日に再度入札を実施したが、応札はなく取りやめとなった。

主体工事である建築工事については、すでに着工済みであり、昇降機の設置なしに完成には至らない。また、ストック計画に基づき、市営住宅ストックを「良好な社会的資産」として有効に活用するためには、昇降機設備工事について、早急に業者決定をする必要がある。再度一般競争入札での公告も検討したが、入札の結果次第で、工事期限を際限なく延長することは、品質確保や現場管理という点において、大きな問題となる。また、過去の入札経過から、現在の発注手法では契約にいたる可能性が見込めないと判断し、見積り合わせにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号での随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課 (電話番号 06-6208-9386)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター改良工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本工事は、本場に設置されているエレベーターの安全稼働を目的に、劣化・破損した機器・部品等の交換及び整備を行うものである。

本工事対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるフジテック(株)のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるフジテック(株)と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ(電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

国際見本市会場（インテックス大阪）6号館空調設備修繕

2 契約の相手方

クボタ空調株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、国際見本市会場（インテックス大阪）6号館に設置されている空調設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、温度や湿度などの室内環境の調整を行うものであるが、設置後 30 年が経過し、経年劣化により設備を構成する機器及び部品（以下、「機器類」という。）に動作不良が生じる恐れがある。万が一、設備に不具合が発生した場合、設備として十分な能力が発揮されず、適正に施設を維持管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、機器類の修繕を行う必要がある。

本修繕は、設備を構成する部品を取り替えるものであり、機器の構造、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者である株式会社クボタのみが有している。

株式会社クボタは、改修・修繕を同社の系列会社であるクボタ空調株式会社に移管している。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局立地交流推進部国際担当（電話番号 06-6615-3746）

随意契約理由書

1 案件名称

サンコーポラス南港 26 号棟真空式ごみ収集設備修繕

2 契約の相手方

新明和工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、南港ポートタウンにおいて、サンコーポラス南港 26 号棟に設置の真空式ごみ収集設備（以下、本設備）の構成機器である固定設備のごみ収集配管の故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

本設備は、本市独自のものとして、新明和工業（株）が技術開発、設計、製作、施工したもので、移動式ごみ収集装置及び固定設備が、システムとして互いに有機的に連携されて稼動している。また、強力な真空圧を利用することから誤った取扱いを行うと、本設備の損傷だけでなく、周辺を通行する市民等を巻き込む事故につながる恐れがあるため、本修繕については、本設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

今回の修繕は、本設備が製造者独自の技術により製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように修繕を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、本修繕を実施できるのは、製造業者である新明和工業（株）のみである。

上記理由により新明和工業（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課

（電話番号 06-6612-4981）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 豊野浄水場外2か所揚水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

本整備修繕は、大阪市豊野浄水場に設置している揚水ポンプ及びGAC吸着池洗浄排水ポンプ、大阪市柴島浄水場に設置している返送ポンプ並びに大阪市庭窪浄水場に設置しているGAC吸着池空洗送風機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)荏原製作所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 豊野浄水場 (電話番号072-825-4704)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 泉尾配水場回転速度制御設備整備修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原電産

3 随意契約理由

本整備修繕は、泉尾配水場に設置している回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 荏原電産が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株) 荏原電産のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 工事名称

令和6年度 中之島抽水所吐口会所ゲート設備改良工事

2 契約相手方

関西機設株式会社

3 随意契約理由

今回工事を行う吐口会所ゲートは、中之島抽水所の雨水ポンプ吐出側に設置しているゲートで、河川から吐出井内への逆流を防止するための設備であるが、開閉に支障をきたしているため主要部品であるスピンドルを交換し、信頼性の向上を図るものである。

本設備は、関西機設株式会社が設計・製作・据付したもので、ゲート設備の改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、更新後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社である関西機設株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6561-0160）

随意契約理由書

1 修繕名称 令和6年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕

2 契約相手方 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

低圧配電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と電気設備制御運転の維持、また、計装設備並びに空調制御設備及び監視制御設備は、日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため、経年により機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作時と同一の手法を用いて行い、低圧配電設備並びに計装設備及び空調制御設備、監視制御設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、本装置を設計製作した(株)東芝より社会インフラ部門を分社化のうえ、継承した東芝インフラシステムズ(株)のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

赤川住宅1号館外1住宅昇降機設備工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、市営住宅ストックを「良好な社会的資産」として有効に活用するため定めた「大阪市営住宅ストック総合活用計画」(以下、「ストック計画」という。)に基づいて建設する「赤川住宅1号館」及び「長吉六反東第1住宅3号館」に昇降機の設置を行うものである。

入札経過として、赤川住宅1号館、長吉六反東第1住宅3号館ともに、令和5年8月23日及び令和5年11月2日の2度入札を実施したが、取りやめとなった。その後、2件をまとめて1件とし、令和6年1月12日に再度入札を実施したが、応札はなく取りやめとなった。

主体工事である建築工事については、すでに着工済みであり、昇降機の設置なしに完成には至らない。また、ストック計画に基づき、市営住宅ストックを「良好な社会的資産」として有効に活用するためには、昇降機設備工事について、早急に業者決定をする必要がある。再度一般競争入札での公告も検討したが、入札の結果次第で、工事期限を際限なく延長することは、品質確保や現場管理という点において、大きな問題となる。また、過去の入札経過から、現在の発注手法では契約にいたる可能性が見込めないと判断し、見積り合わせにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号での随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課 (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立男女共同参画センター東部館舞台吊物設備修繕

2 契約の相手

三精工事サービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立男女共同参画センター東部館に設置している舞台吊物機構の一部部品と設備操作用機器の修繕を行うものである。

本設備は、三精工事サービス（株）が製作したものであり、舞台吊物機構の部品交換等や試験調整については、部品の形状や規格等は各社異なることから、製造事業者独自のノウハウや各装置の役割・構造・動作など、製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

また、製造事業者以外に修繕させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となる。

以上のことから、本設備の修繕を実施できる業者は製造事業者である三精工事サービス（株）のみである。よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号 06-6208-9156）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）マコト電気

3 随意契約理由

本整備修繕は、大阪市柴島浄水場、大阪市庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（UV計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、（株）堀場製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、（株）堀場製作所は水・液体事業について、平成29年1月1日に（株）堀場アドバンステクノに事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、（株）堀場アドバンステクノより修繕業務を移管されている（株）マコト電気のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立東成屋内プール外1ヶ所昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、東成屋内プール及び東成スポーツセンターに設置されている昇降機設備について、改修工事を行うものである。

本設備は、設置後25年以上が経過し、経年劣化により設備を構成する部品の各所に劣化が見受けられるとともに、平成21年9月に建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、安全装置（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置）の設置が義務化され、この基準に適應させるため、改修工事を行い、正常な状態に復旧する必要がある。

本工事は、本設備を構成する部品について改修するものであり、昇降機の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本工事の施工にあたっては、製造事業者でなければ改修を行うことは不可能である。

以上の理由により、上記事業者のみが施工できる唯一の事業者であるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5146）

随意契約理由書

1 案件名称

梅香住宅(1・2号館)外6住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては三精テクノロジーズ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三精テクノロジーズ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その2）

2 契約の相手方

荏原実業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市柴島浄水場、大阪市庭窪浄水場、大阪市豊野浄水場及び体験型研修センターに設置している水質計器（溶存オゾン濃度計、オゾン濃度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、荏原実業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、荏原実業（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

北港白津岸壁保安対策設備改修工事

2 契約の相手方

NEC ネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

本保安対策設備は、「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」及び「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき整備を行ったものである。

本工事は、舞洲域内道路改良工事（14・16・18号線）（その1-2）において保安対策設備が設置されているフェンスの移設を行うため、上記工事の施工に合わせた保安対策設備の撤去、仮設、復旧を行うものである。

本設備については、施工者であるNEC ネットエスアイ株式会社が独自の技術を用いてシステム構成及び機器設計、製作、施工をしたものであり、以後の保守も一貫して行っている。また、設備の運用における機能や信頼性を確保して確実な稼働を行うためには、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識と経験等を必要とするため、各装置の製作から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者である。

以上のことから上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部設備課（電気）（電話番号 06-6568-9091）

随意契約理由書

- 1 工事名称： 令和6年度 十八条下水処理場外1か所ポンプ電気設備改良工事
- 2 契約相手方： 東芝インフラシステムズ（株）
- 3 随意契約理由： 今回工事を行う十八条下水処理場外1か所のポンプ用電動機は、長期の使用による劣化などにより、著しく機能が低下しているため、コイル及び構成部品の取替えを行うものである。
本機器は、東芝インフラシステムズ（株）が設計製作したもので、工事にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。
また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本工事を行わせることは不可能であり、かつ、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
よって、本工事ができる業者は、製作会社である東芝インフラシステムズ（株）のみである。
以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。
- 4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

都島区役所昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ (株)

3 随意契約理由

本工事は、都島区役所に設置されているロープ式エレベーターの更新改修を行うものである。

本エレベーターは区役所来庁者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来庁者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課 (電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 修繕名称 令和6年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕

2 契約相手方 (株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

低圧電気設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、また、計装設備は、日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため、経年により機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所、(株) 日立ハイテクソリューションズが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作時と同一の手法を用いて行い、低圧電気設備及び計装設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株) 日立産機テクノサービスのみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立大阪プール非常用発電設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立大阪プールに設置されている非常用発電設備について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、常用電源が災害など何らかの要因で停電してしまった時に、消防用設備などが正常に動作できるよう電源を供給するものである。

本修繕は、設備を構成する各所部品を取り替えるものであり、機器の構造、材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者である(株)明電舎のみが有している。

(株)明電舎は、改修・修繕を同社の系列会社である(株)明電エンジニアリングに移管しているため、本修繕が可能な業者は、(株)明電エンジニアリングのみである。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当 (電話番号 06-6469-5147)